

作成年月日：平成31年1月28日
仕様書番号：C066

樹木処理役務

件名	樹木処理役務	縮尺	—
種別	表紙	図面番号	1/5
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

仕 様 書

- 1 役務件名： 樹木処理役務
- 2 役務場所： 千葉県船橋市習志野 陸上自衛隊 習志野演習場内
- 3 役務概要： 集積された伐採樹木の破碎処理

4 役務種別

種 別	規格・寸法	数 量	備 考
樹木破碎処理工	切断樹木 長さ0.4m～3m程度	150m ³	数量は、破碎処理後の体積とする。

5 一般事項

- (1) 本仕様書による他、関係法令等に基づき実施すること。
- (2) 本仕様書に記載なき事項や内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督官と協議し軽微なものについては、監督官の指示に従うこと。
- (3) 現場の納まり・取り合わせ等のために位置又は工法等を多少変更し、それに伴う数量の増減等軽微な変更は、監督官と協議するものとする。
- (4) 本仕様書に明記していない事項といえども、技術上当然必要とする事項については受注者の負担において実施すること。
- (5) 役務の入出門時間は、8時15分～17時00分とする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議すること。
- (6) 受注者は、役務現場について一切の管理を行うものとし、監督官の指示を厳守し、役務を実施する上で必要かつ適切な処置を行う。
- (7) 演習場内の施設等に損傷を与えないよう十分留意し作業を実施するものとし、万一損傷を与えた場合には、速やかに監督官に報告するとともに受注者の負担において現状復旧するものとする。
- (8) 役務の安全には十分留意し、必要に応じて保安灯等の危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意を喚起し、また、作業の工程毎に安全に対する検討を行い必要な措置を講ずる等、安全管理を徹底するものとする。
- (9) 本件における災害補償その他これらに類する事項はすべて受注者の責任において実施するものとし、特に作業従事者への災害保険等の加入については、確実に実施すること。

件 名	樹木処理役務	縮 尺	-
種 別	仕様書	図面番号	2 / 5
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

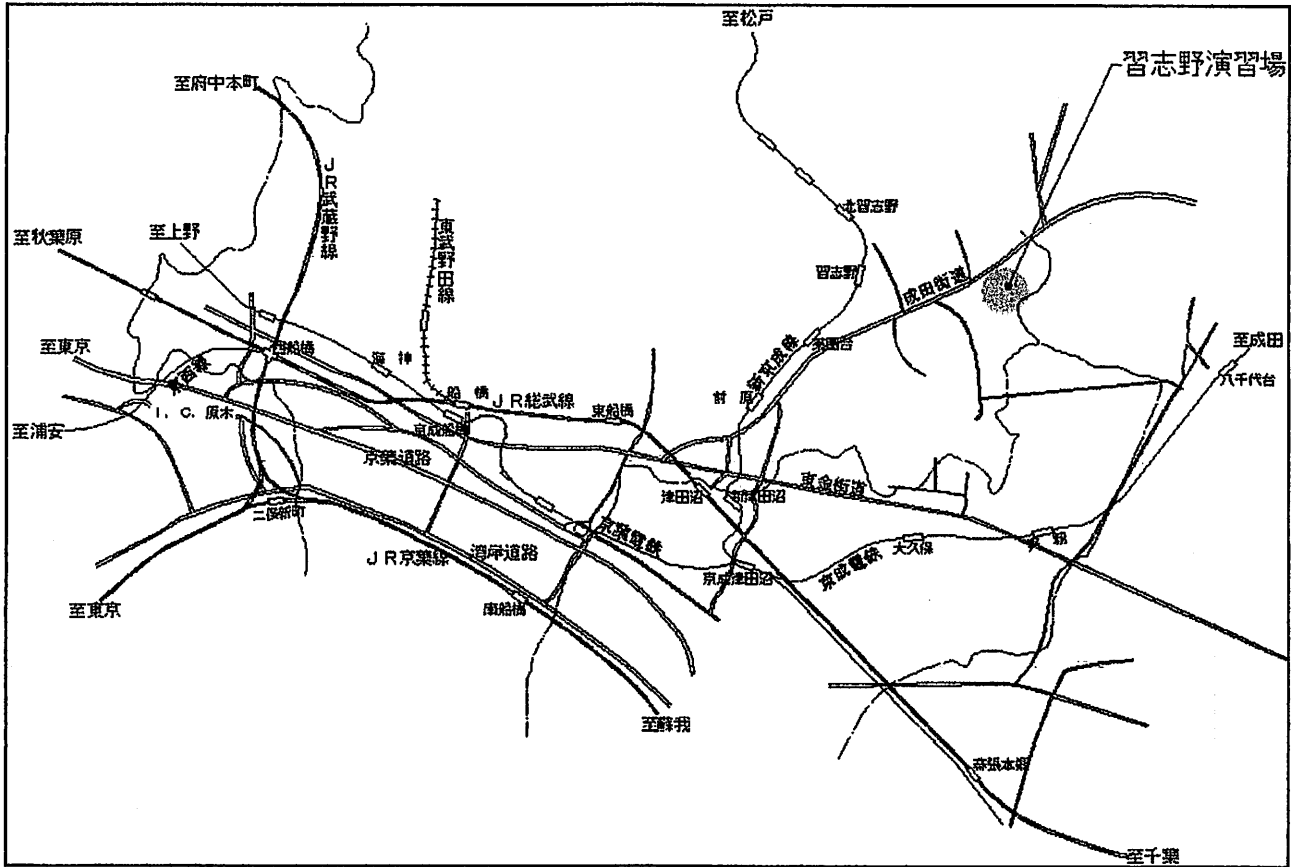
- (10) 本工期は原則平日の作業とし、土日祝日は作業不能日とする。ただし、止むを得ず作業不能日に実施する場合には、監督官と協議すること。
- (11) 役務写真は、施工前・施工後及び施工中の隠蔽部となる箇所や、主要な作業段階の実施状況、その他監督官の指示するものを撮影し、写真帳(A4版)に整理し、役務完了検査前に監督官に提出すること。
- (12) 受注者は、設計図書等に関し当該役務関係者以外に貸出及び回覧させてはならない。

6 特記事項

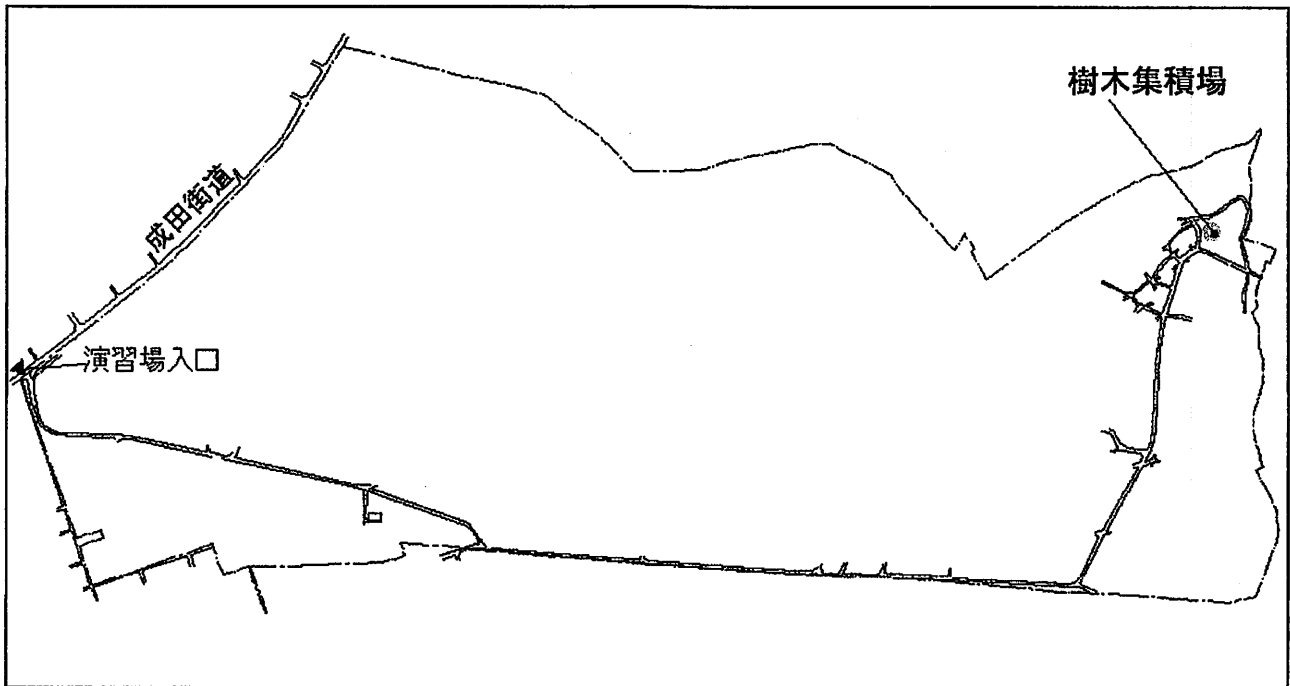
- (1) 演習場内樹木集積場に集積されている樹木の幹、枝等の破碎処理を行う。
- (2) 演習場内における役務用車両の通行安全対策は、受注者の責任において十分管理するものとし通行ルート及び役務施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉塵が発生しないように清掃しなければならない。
- (3) 破碎木材は、樹木集積場内の監督官が指定した場所に集積する。
- (4) 集積した破碎木材を台形に整形し体積を計測する。なお、破碎役務数量に達した時点で監督官が確認し破碎処理を終了する。また、役務写真は、体積の計測値が確認できるよう撮影すること。
- (5) 本役務は、3月15日までに完了させること。細部は官側との協議による。
- (6) 工事関係書類は、監督官の指示するものを遅滞なく提出すること。

件名	樹木処理役務	縮尺	—
種別	仕様書	図面番号	3 / 5
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

習志野演習場案内図

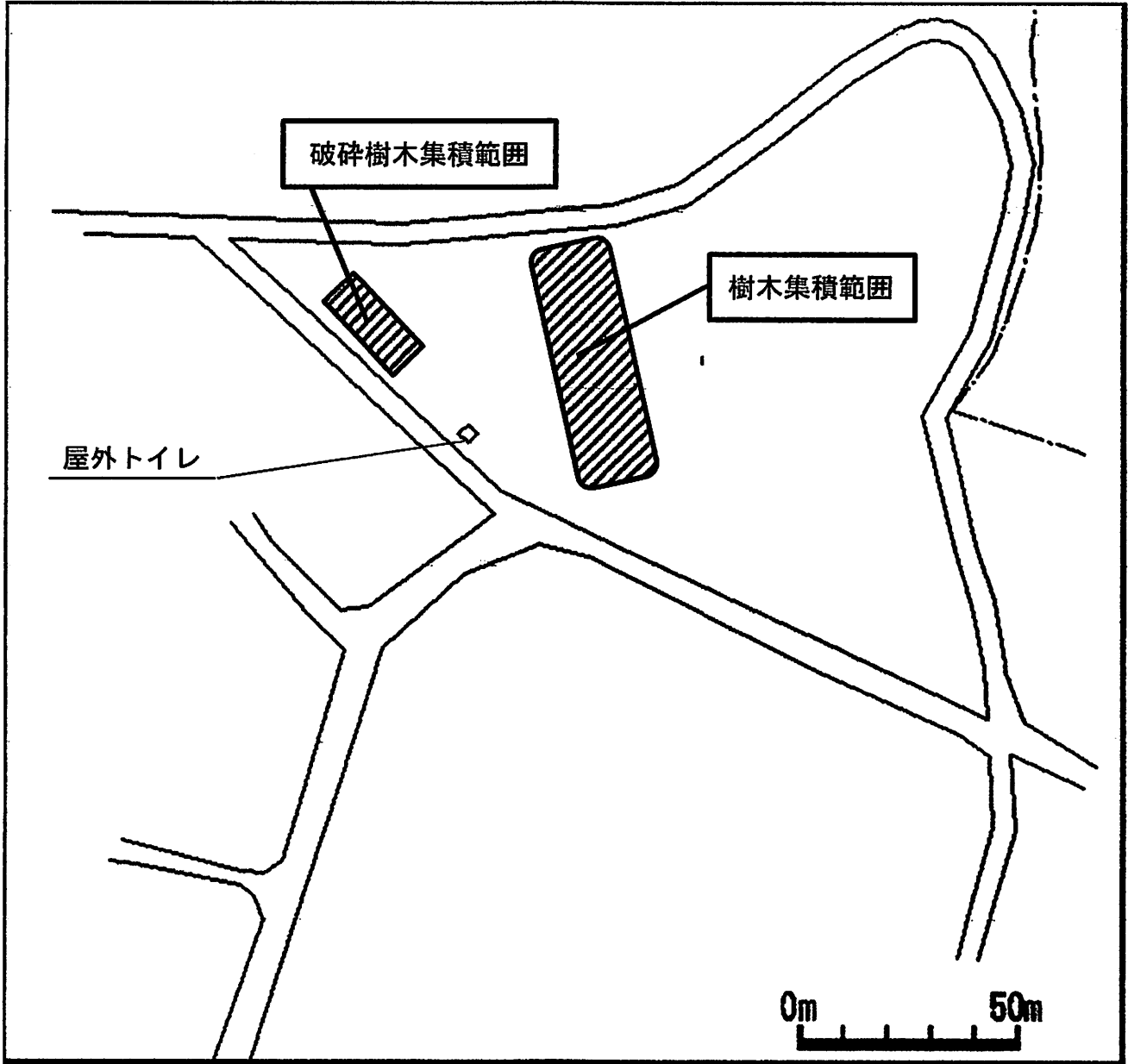


習志野演習場配置図



件名	樹木処理役務	縮尺	—
種別	案内図・配置図	図面番号	4 / 5
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			

樹木集積場配置図



件名	樹木処理役務	縮尺	-
種別	配置図	図面番号	5 / 5
陸上自衛隊習志野駐屯地業務隊管理科			